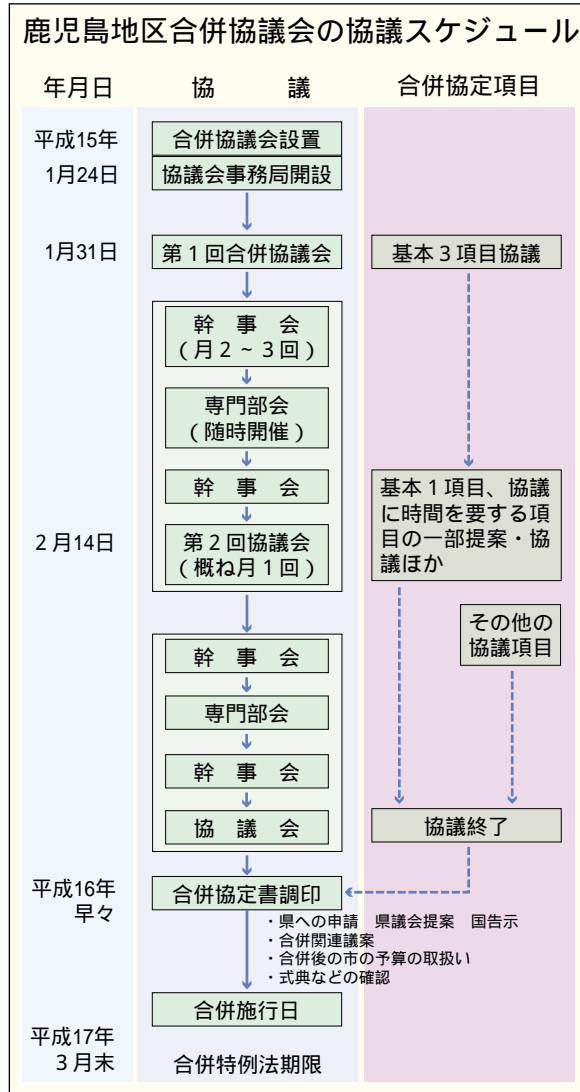


未来へ続くまちづくり

みんなで考えよう! 市町村合併



意見や要請

Q 編入合併と議員の失職との関係については協議されるのでしょうか。

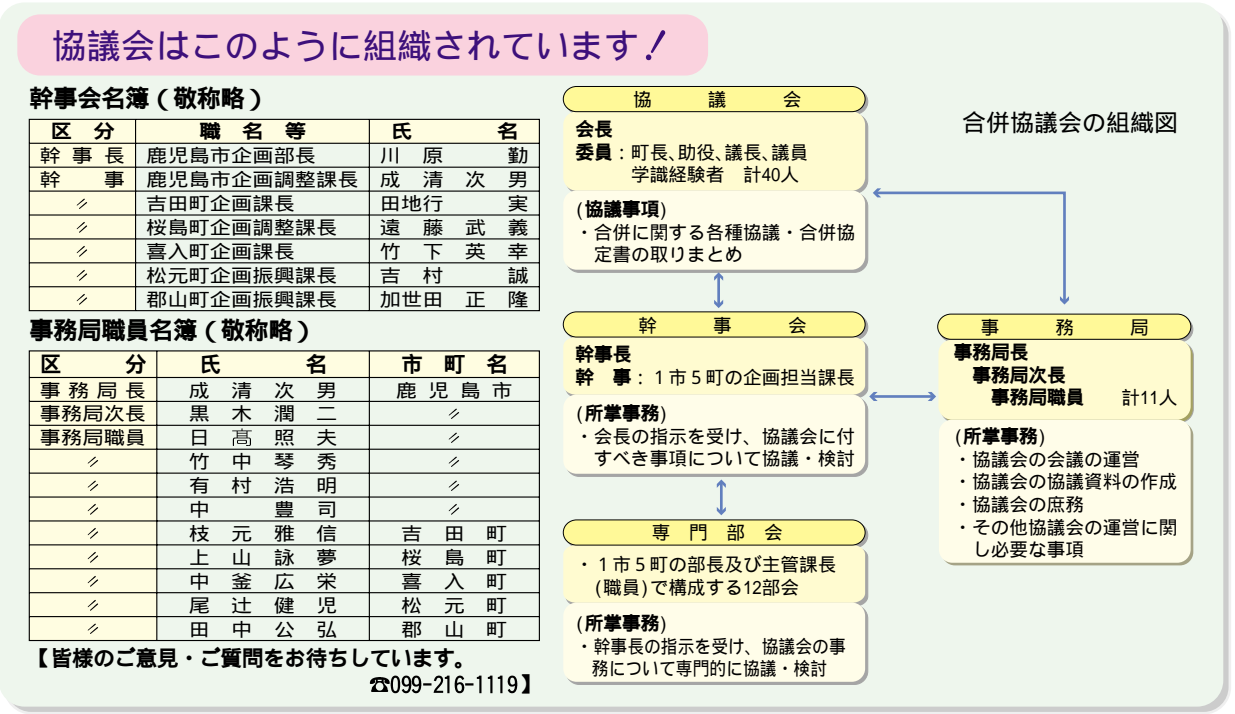
A 別途、協議項目として提案します。(事務局)

要請 合併後の人口・面積等の資料を次回協議会に提供してほしい。

A 次回、市町村計画の策定方針等を提案する中で、お示ししたい。(事務局)

要望 鹿児島市議会の委員が辞任(1人減)した分の委員経験者の参加ということで首長会の協議事項とするよう要望します。(赤崎会長)

A その方向で首長会で協議します。(事務局)



鹿児島地区合併協議会名簿

区分	職名等	氏名	摘要
1 会長(1名)		赤崎 義則	(敬称略)
2 委員(39名)			
首長	吉田町長	西園 登光	副会長
	桜島町長	西園 登光	副会長
	喜入町長	高元 泰盛	副会長
	松元町長	四元 泰盛	副会長
	郡山町長	山川 正和	副会長
	鹿児島市助役	戸川 堅久	
	吉田町助役	野上 秀司	
	桜島町助役	上野 健一	
	喜入町助役	今別府 隆夫	
	松元町助役	神岡 戸門	
郡山町助役	神岡 戸門		
助役	鹿児島市議会議長	鹿野 正彦	
	吉田町議会議長	吉田 清三	
	桜島町議会議長	吉田 清三	
	喜入町議会議長	喜入 清三	
	松元町議会議長	松元 清三	
	郡山町議会議長	郡山 清三	
	鹿児島市議会議員	鹿児島市議会議員	
	吉田町議会議員	吉田町議会議員	
	桜島町議会議員	桜島町議会議員	
	喜入町議会議員	喜入町議会議員	
議員	鹿児島市議会議員	鹿児島市議会議員	
	吉田町議会議員	吉田町議会議員	
	桜島町議会議員	桜島町議会議員	
	喜入町議会議員	喜入町議会議員	
	松元町議会議員	松元町議会議員	
	郡山町議会議員	郡山町議会議員	
	鹿児島市議会議員	鹿児島市議会議員	
	吉田町議会議員	吉田町議会議員	
	桜島町議会議員	桜島町議会議員	
	喜入町議会議員	喜入町議会議員	
学識経験者	鹿児島国際大学福祉社会学部助教授	猪宮 美恵子	共通
	鹿児島大学法文学部教授	猪宮 美恵子	共通
	鹿児島県鹿児島総務事務局長	藤原 実	共通
	消費生活アドバイザー	藤原 実	共通
	鹿児島商工会議所会頭	藤原 実	共通
	鹿児島市民生委員児童委員協議会会長	藤原 実	共通
	社団法人鹿児島青年会議所理事長	藤原 実	共通
	鹿児島市女性団体連合会会長	藤原 実	共通
	吉田校区公民館長	吉田 真	
	桜島町公民館連絡協議会会長	吉田 真	

第1回協議会ではこんなことが決まりました

報告されたこと

この協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づいて設置され、1市5町の合併に関する協議を行う。

協議会の会長は、市長に赤崎義則が選任されました。

協議会の事務局は、協議会の協議や協議資料の作成・広報及び公聴・庶務のほか、協議会の運営などの事務を行うことなどを規定しています。

協議会の会長は、協議会の指示により、協議会に提案する事項について協議・検討を行うことなどを規定しています。

協議会の事務局は、協議会の協議や協議資料の作成・広報及び公聴・庶務のほか、協議会の運営などの事務を行うことなどを規定しています。

協議会の会長は、協議会の指示により、協議会に提案する事項について協議・検討を行うことなどを規定しています。

協議会の事務局は、協議会の協議や協議資料の作成・広報及び公聴・庶務のほか、協議会の運営などの事務を行うことなどを規定しています。

協議されたこと

協議会の事務(市町村建設計画や協定項目の調整案等)について、12専門部会で専門的に協議・検討することなどを規定しています。

協議会の会長は、協議会の指示により、協議会に提案する事項について協議・検討を行うことなどを規定しています。

協議会の事務局は、協議会の協議や協議資料の作成・広報及び公聴・庶務のほか、協議会の運営などの事務を行うことなどを規定しています。

協議会の会長は、協議会の指示により、協議会に提案する事項について協議・検討を行うことなどを規定しています。

協議会の事務局は、協議会の協議や協議資料の作成・広報及び公聴・庶務のほか、協議会の運営などの事務を行うことなどを規定しています。

協議されたこと

協議会の会長は、協議会の指示により、協議会に提案する事項について協議・検討を行うことなどを規定しています。

協議会の事務局は、協議会の協議や協議資料の作成・広報及び公聴・庶務のほか、協議会の運営などの事務を行うことなどを規定しています。

協議会の会長は、協議会の指示により、協議会に提案する事項について協議・検討を行うことなどを規定しています。

協議会の事務局は、協議会の協議や協議資料の作成・広報及び公聴・庶務のほか、協議会の運営などの事務を行うことなどを規定しています。

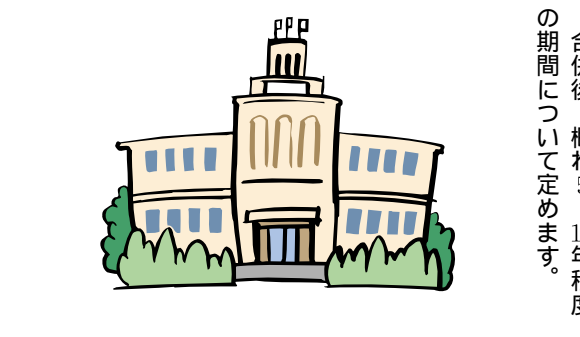
協議されたこと

協議会の会長は、協議会の指示により、協議会に提案する事項について協議・検討を行うことなどを規定しています。

協議会の事務局は、協議会の協議や協議資料の作成・広報及び公聴・庶務のほか、協議会の運営などの事務を行うことなどを規定しています。

協議会の会長は、協議会の指示により、協議会に提案する事項について協議・検討を行うことなどを規定しています。

協議会の事務局は、協議会の協議や協議資料の作成・広報及び公聴・庶務のほか、協議会の運営などの事務を行うことなどを規定しています。



市町村建設計画とは

合併協議会で協議される市町村建設計画の具体的な内容は、あくまでも合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により策定されるものですが、合併特例法第5条第1項において計画に盛り込むべき事項が明示されています。

① 合併市町村の建設の基本方針

② 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

③ 合併後の市のまちづくりを実現するための事業について

④ 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

⑤ 合併後の市のまちづくりを実現するための事業について

⑥ 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

⑦ 合併後の市のまちづくりを実現するための事業について

⑧ 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

⑨ 合併後の市のまちづくりを実現するための事業について

⑩ 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

平成14年度の事業計画について

次のとおり承認されました。

(会議の開催)

協議会: 概ね月1回

幹事会: 月2~3回

専門部会: 随時開催

(市町村建設計画)

策定方針の確認と素案の検討

(協定項目)

(基本4項目の協議)

合併方式(決定)

合併後の市の名称(決定)

合併後の市の事務所(決定)

合併後の市の事務所の位置(決定)

(合併の期日)

(今後提案)

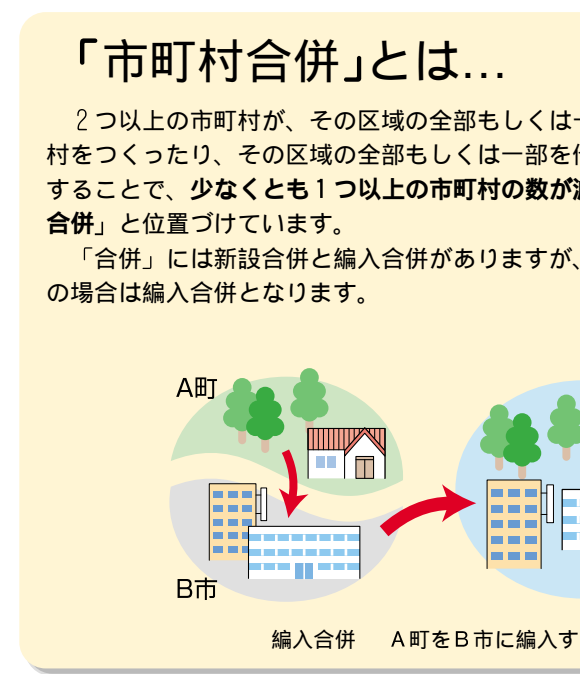
協議に時間を要する6項目の協議

合併協議会って...なに?

合併協議会は、地方自治法(注1)及び市町村の合併の特例に関する法律『合併特例法』(注2)により設置されるもので、『合併を行うこと自体の可否も含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織』です。

鹿児島地区合併協議会は、合併関係市町(1市5町)の長及び職員、議長及び議長が指名した議員、学識経験者(総勢40人)で構成され、合併後の市のまちづくりのマスタープランとなる市町村建設計画の作成や合併後の市の名称、合併の時期、1市5町の異なる事務事業の調整などの協議が行われます。

ここで協議・調整された事項は合併協定書としてとりまとめられ、それぞれの関係市町の議会の議決後、合併が施行されることになります。



合併なぜなぜBOX

なぜ今、合併なの...

本格的な地方分権時代の到来に伴い、私たちの最も身近な基礎的自治体である市町村の自治能力の向上が求められており、真に足腰の強い総合行政体として市町村の果たす役割は、今後極めて重要なものとなってきます。

特に、住民の日常生活圏の広域化や少子高齢化の進展、厳しい財政状況などに効率的に対応していくためには、行財政基盤の充実・強化を図っていくことが急務とされており、従来の市町村の枠にとられない市町村合併による自治体制の確立が求められています。

なぜ合併なの

1. 住民の生活圏の広域化
2. 少子高齢化の進展
3. 厳しい財政状況

平成14年度の予算について

市町名	負担金
鹿児島市	6,772,000円
吉田町	622,000円
桜島町	542,000円
喜入町	635,000円
松元町	626,000円
郡山町	583,000円

歳入歳出それぞれ980万円に決まりました。

1市5町の負担金978万円の内訳は、次表のとおり

(負担割合:均等割30%人口割70%)平成12年度国調人口

(注1) 地方自治法第252条の2第1項 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

(注2) 市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会を置くものとする。